

## 生活困窮者住居確保給付金の支給等に関する実施要綱

### 1 趣旨

この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づき、北海道知事が生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給等を行うため必要な事項を定めるものである。

### 2 用語の定義等

(1) 「常用就職」とは、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが 6 月以上の労働契約による就職をいう。

(2) 「住宅扶助基準に基づく額」とは、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）第 7-4-(1)-ア、第 7-4-(1)-オをいう。

ただし、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）第 7-56 に基づく運用を行っている場合は、当該限度額によるものとする。

なお、床面積別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額については適用しない。

(3) 「家賃額」とは、住居確保給付金の支給を受けようとする者（以下「支給申請者」という。）又は受給者が賃借する賃貸住宅の一月当たりの家賃額をいう。ただし、住宅扶助基準に基づく額を上限とする。

(4) 「基準額」とは、市町村民税均等割が非課税となる者の収入額の 1/12 の額をいう。

(5) 「収入基準額」とは、基準額到家賃額を合算した額をいう。

(6) 「国の雇用施策による給付」とは、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 7 条第 1 項に規定する職業訓練受講給付金（以下「職業訓練受講給付金」という。）をいう。

(7) 「不動産媒介業者等」とは、不動産媒介業者、貸主又は貸主から委託を受けた事業者をいう。

### 3 実施体制

支給申請者からの申請に基づき、総合振興局及び振興局（以下「総合振興局等」という。）が行う。

なお、関係事務のうち、支給審査及び支給決定等の支給事務は総合振興局等が行い、相談・受付業務、受給中の面接等の窓口業務については、各総合振興局等が設置する自立相談支援機関（法第 3 条第 2 項の生活困窮者自立相談支援事業を実施する機関）において実施する。

### 4 支給要件

#### (1) 支給要件

住居確保給付金の支給対象となる者は、次の①から⑧までのいずれにも該当する生活困窮者とする。

#### ① イ) 離職等

又は

ロ) やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのあ

る者であること。

支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが、当該支給申請者が求職活動等を行うに当たって居住可能な住宅を所有していないこととする。

② イ) 申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること

又は

ロ) 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。

③ イ) 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。

ロ) 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。

ただし、離職時においては主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時においては主たる生計維持者となっている場合は対象とする。

④ 申請日の属する月における、支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額に支給申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額(収入基準額)以下であること(以下「収入要件」という。)

ただし、申請日の属する月の収入が収入要件を超えている場合であっても、離職等、雇用保険の失業等給付の終了若しくは収入の減少等により申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することについて、提出資料等により支給申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、翌月に申請があったものとして、取り扱う。

算定する収入の期間について、申請日の属する月の収入で判断する。申請日が月の途中である場合、申請日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額によることとする。

申請日の属する月の収入が確実に推計することが困難な場合は、申請日の属する月の収入にかわって直近3ヶ月程度の平均収入を活用する、又は前月の収入を活用することとする。

公的給付等(定期的に支給される雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当及び公的年金)のうち、複数の月に係る金額が一括で支給される給付等については、月額で算定する。

なお、世帯について、「同一の世帯に属する者」とは、同一の世帯に居住し、生計を一にする者をいう。ただし、20歳未満かつ就学中の子の収入は住居確保給付金にかかる収入には含まない。この場合、「就学中」の対象となる学校等に、大学等の夜間学部及び高等学校の夜間等の定時制の課程など昼間以外の課程は含まない。

また、算定する収入の範囲については、就労等収入、公的給付等及び親族等からの継続的な仕送りとし、借入金等(借入金、退職金又は公的給付等のうち臨時的に給付されるもの)は収入として算定しない。なお、就労等収入のうち、給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額(ただし交通費支給額は除く。)とし、自営業の場合は、事業収入(経費を差し引いた控除後の額)とする。

(基準額の算出方法)

ア) 支給申請者の居住地である各市町村の条例により、支給申請者の世帯員数別に市町村民税均等割非課税限度額を算出する。

イ) 支給申請者が給与所得者であるか否かに関わらず、その者が属する世帯の人数に応じて、ア)で求めた市町村民税均等割非課税限度額に給与所得控除額を加えることにより、収入額を算出する(1,000円未満切り捨て)。この際、収入額に応じて

給与所得控除額が異なることに留意すること。

ウ) イ) で求めた収入額に 1/12 を乗じることにより基準額を算出する (1,000 円未満切り上げ)。

- ⑤ 申請日における、支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6 (ただし、100 万円を超えないものとする。) また、再々延長の申請においては、金融資産の合計額が基準額×3 (ただし、50 万円を超えないものとする。) 以下であること (以下「資産要件」という。)。なお、金融資産とは、預貯金及び現金をいい、債権、株式、投資信託、生命保険、個人年金保険等は含まない。
- ⑥ 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。
- ⑦ 国の雇用施策による給付 (職業訓練受講給付金) 又は自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) でないこと。

## (2) 求職活動等要件

住居確保給付金の支給対象者は、次の①及び②の取組を行わなければならない。

- ① 常用就職に向けた次の (ア) から (ウ) の求職活動等を行うこと。
  - (ア) 月 4 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける。
  - (イ) 月 2 回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける。
  - (ウ) 原則週 1 回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける。
- ② 自立相談支援事業の利用を申込み、策定されるプランに基づき、誠実かつ熱心に求職活動等を行うこと。

## 5 支給額

### (1) 支給額

生活困窮者住居確保給付金は一月ごとに支給し、その月額は、次の①②の場合に応じ、それぞれ定める額 (当該額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額) とする。

- ① 申請日の属する月における生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額 (以下「世帯収入額」という。) が基準額以下の場合

生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額 (※)

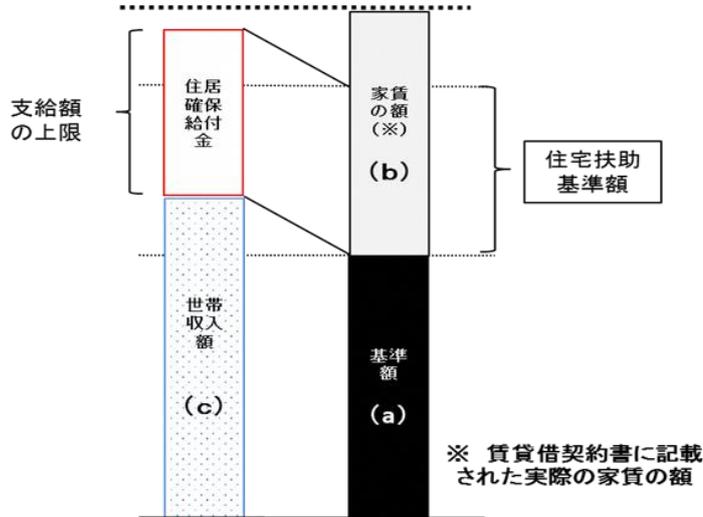
- ② 申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合

基準額と生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額 (※) を合算した額から世帯収入額を減じて得た額

(※) 賃貸借契約書に記載された実際の家賃の額

【②の場合の支給額イメージ】

$$\text{支給額} = \text{基準額} + \text{生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額} (\ast) - \text{世帯収入額}$$



なお、住居喪失者については、基本的には住宅扶助基準に基づく額以下の賃貸住宅に入居することとする。

(2) 支給額の調整

(1) のただし書き②により算出した支給額に 100 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げて計算する。また、支給額が 100 円未満であるときは、100 円を支給額とする。

6 支給期間等

(1) 支給期間

三月とする。

(2) 支給期間の延長等

一定の要件を満たす場合には、申請により、三月ごとに九月（当初の申請日の属する月が令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月までの場合にあっては、三月ごとに十二月）までの範囲内で支給期間を延長することができる。延長等の手続については、第 18 による。

(3) 支給の中断

一定の要件を満たす場合には、申請により、支給を中断することができる。中断等の手続については第 16 による。

(4) 支給開始月

新規に住宅を賃借する者にあつては、入居契約に際して初期費用として支払いを要する家賃の翌月以降の家賃相当分から支給を開始する。

現に住宅を賃借している者にあつては、申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給を開始する。

住居確保給付金は申請月以降に支払うべき家賃に充てるものであり、滞納した家賃へ充当することはできない。

7 支給方法

総合振興局等から、不動産媒介業者等の口座へ振り込むものとする（受給者を経ずに確実

に賃貸住宅の貸主に支払われることが確保できる場合は、口座振込の方法に限らない＝代理受領)。ただし、受給者がクレジットカードを使用する方法により当該受給者が居住する住宅の賃料を支払うこととなっている場合であって、総合振興局等が特に必要と認める場合は、受給者の口座へ振り込むものとする。

## 8 支給申請

(1) 支給申請者は、「生活困窮者住居確保給付金支給申請書」(様式第1号。本要綱において様式1-1。以下「申請書」という。)に厚生労働省社会・援護局長が定める次に掲げる書類を添えて、居住地を所管する自立相談支援機関を経由して、総合振興局等に提出しなければならない。なお、支給申請者が住居喪失者であり、新規に賃貸住宅を賃借する場合は、新たな居住地を所管する自立相談支援機関を提出先とする。

自立相談支援機関は、支給申請者に対し、「住居確保給付金申請時確認書」(様式1-1A。以下「確認書」という。)を丁寧に説明し、誓約事項及び同意事項すべてについて承諾をした上で申請することについての記名及び公共職業安定所から付与された求職番号の記入を得る。また、本人確認書類を確認の上、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、申請書を受け取ることとし、添付書類等が整っていない場合は、提出を依頼する。

※申請を受け付ける際には、支給申請者に対し、ア)再支給の申請ではない(過去に住居確保給付金を受けたことがない)、又は、イ)再支給の申請であるが、従前の支給終了後に新たに解雇(本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く)されたことについて、確認書により誓約させる。

再支給の申請である場合は、「第19 再支給」を参照のこと。

(申請書の添付書類)

### ① 本人確認書類の写し

次の書類のいずれか。なお、顔写真のない証明書は2点確認することが望ましいとの取扱いを国が示しているので留意する。

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、各種健康保険証、戸籍謄本等の写し、住民票の写し・住民票記載事項証明書、

本人確認書類の写しの提出があった場合は、必要に応じ、原本を確認し、原本の提示があった場合は支給申請者の同意を得て複写し、これを徴する。

個人番号カードについては、個人番号記載面は複写してはならない。

### ② 離職関係書類

申請日を起点に2年以内に離職・廃業をしたことが確認できる書類の写し又は申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

### ③ 収入関係書類

支給申請者及び支給申請者と同じ世帯に属する者のうち収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

### ④ 金融資産関係書類

支給申請者及び支給申請者と同じ世帯に属する者の、申請日の金融機関の通帳等の写

し

(2) 自立相談支援機関は、提出された申請書に担当印を押印等し、その写しを支給申請者に交付する。その際、住居喪失者に対しては「入居予定住宅に関する状況通知書」(様式2-1。以下「予定住宅通知書」という。)、住居喪失のおそれのある者に対しては「入居住宅に関する状況通知書」(様式2-2。以下「住宅状況通知書」という。)を交付する。

(3) その他伝達すべき事項

- ① 支給期間は三月であるが、常用就職に至らなかった場合には、支給最終月の末日までに延長等の申請を行い、当該受給中に誠実かつ熱心に求職活動等要件を満たし、かつ、延長等の申請時において支給要件を満たしている場合、三月の延長が2回(当初の申請日の属する月が令和2年4月から令和3年3月までの場合にあっては、三月の延長が3回)まで可能であること。
- ② 支給額は、第5(1)の計算式に基づき算定すること。また、受給期間中に世帯収入額が基準額を下回った場合で、かつ、支給額が上限額(住宅扶助基準額に基づく額)に達していない場合は、その時点で変更申請することにより支給額の増額が可能となること。
- ③ 住居確保給付金の支給額は家賃相当分(月額)であり、初期費用、共益費、管理費等は対象外であるため、自ら支払う必要があること。家賃額の一部支給の場合においても、実家賃との差額は自ら支払う必要があること。
- ④ 住居喪失者については、基本的には住宅扶助基準に基づく額以下の家賃額の賃貸住宅に入居すること。住居喪失のおそれのある者については、入居している賃貸住宅が住宅扶助基準に基づく額を超える家賃額であっても対象となるが、支給額は住宅扶助基準に基づく額が上限となり、自己負担が発生すること。
- ⑤ 申請月以降に支払うべき家賃に充てるものであり、滞納した家賃へ充当することはできないこと。
- ⑥ 支給開始月において代理受領の方法をとらない場合であって、支給期間中に代理受領の方法に変更することができる場合は、すみやかに変更支給申請を行うこと。

## 9 住居の確保等

(1) 支給申請者が住居喪失者の場合

- ① 自立相談支援機関は、支給申請者に対し、各種不動産業界団体の会員リストや、理解を得られた不動産媒介業者の情報を提供するなど、住居確保のための支援を行う。
- ② 支給申請者は、不動産媒介業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して住宅を探し、住居確保給付金の支給決定等を条件に入居可能な住宅を確保する。
- ③ 不動産媒介業者等は、支給申請者の入居希望の住宅が確定した後に、支給申請者が持参した予定住宅通知書に必要事項を記載して、支給申請者に交付する。
- ④ 支給申請者は、交付を受けた予定住宅通知書を自立相談支援機関に提出する。(追加提出書類②-1)。

(2) 支給申請者が住居喪失のおそれのある者の場合

- ① 支給申請者は、入居住宅の不動産媒介業者等に対し、申請書の写しを提示して、必要事項を記載した住宅状況通知書の交付を受ける。
- ② 支給申請者は、賃貸住宅に関する賃貸借契約の写しを添付して、交付を受けた住宅状況通知書を自立相談支援機関に提出する。(追加提出書類②-2)。
- ③ 支給申請者のうち、代理受領によらず、クレジットカードを使用する方法により賃料を

支払う場合は、クレジットカードで支払っていることが確認できるもの（利用明細の写など）を自立相談支援機関に提出する。（追加提出書類③）

## 10 審査

自立相談支援機関は、第8及び第9の申請書類が一式そろった時点で受付印を押印し、総合振興局等に送付する。

総合振興局等は、審査の結果、申請内容が適正であると判断した支給申請者が住居喪失者である場合、「住居確保給付金支給対象者証明書」（様式3。以下「対象者証明書」という。）を自立相談支援機関経由で交付する。その際、自立相談支援機関は、対象者証明書の交付をもって求職活動等を開始することを伝達し、「住居確保報告書」（様式5）を交付する。また、支給申請者が住居喪失のおそれがある者である場合、「住居確保給付金支給決定書」（様式7-1。以下「決定通知書」という。）を自立相談支援機関経由で交付する。

支給が認められないと判断された支給申請者には、不支給の理由を明記の上「住居確保給付金不支給通知書」（様式4）を、自立相談支援機関経由で交付する。

また、不支給の決定がなされた場合、自立相談支援機関は、不動産媒介業者等に不支給の旨を連絡する。

なお、総合振興局等は、収入要件又は資産要件の審査に当たっては、必要に応じて、支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況について、法第22条に基づき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者の雇用主であった者に対し報告を求めることができる。法第22条に基づく資料提供、報告を依頼する書類に、当該事項についての支給申請者の同意を含む申請書及び確認書の写しを添付するものとする。

## 11 賃貸借契約の締結（住居喪失者の場合）

住居喪失者は、予定住宅通知書を交付した不動産媒介業者等に対し、第10で交付された対象者証明書を提示し、予定していた住宅の賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結する。

この際、総合支援資金のうち住宅入居費の借入申し込みを行っている者は、その申請書の写しも提示する必要がある。その場合、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付金が振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となる。

住居喪失者は、賃貸借契約の後、住宅入居日から7日以内に、「住居確保報告書」（様式5）に賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付して自立相談支援機関に提出する。提出を受けた自立相談支援機関は住居確保報告書等を総合振興局等に回付する。

## 12 支給決定等

支給決定に当たっては、住居喪失者、住居喪失のおそれのある者にかかわらず、安定した居住の確保のため、借地借家法（平成3年法律第90号）の保護の対象となる賃貸借契約又は定期賃貸借契約に限るものとし、賃貸借契約書の写しの提出を必須とする。

総合振興局等は、支給申請者が住居喪失者である場合、第11で提出された住居確保報告書の内容を審査後、支給決定を行い、決定通知書を自立相談支援機関経由で交付する。

支給申請者が住居喪失のおそれのある者である場合、審査の結果、申請内容が適切であると判断された支給申請者に対しては、直ちに支給決定を行い、決定通知書を自立相談支援機

関経由で交付する。

自立相談支援機関は、決定通知書とあわせて、受給者に対して、「常用就職届」(様式6)、「職業相談確認票」(参考様式6)、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」(参考様式7)の用紙を配付する。また、関係機関等(不動産媒介業者等、総合支援資金の貸付を受けている者については市町村社会福祉協議会等)に、決定通知書の写しを送付して情報提供するものとする。

自立相談支援機関は、必要に応じて、受給者の住宅を訪問し、居住の実態を確認するとともに、居住環境や生活面の指導を行う。また、クレジットカードを使用する方法により賃料を支払っている場合は、必要に応じて、受給者へ支給した住居確保給付金が賃料の支払いに充てられていることを確認する。(利用明細の写など)。

### 13 常用就職及び就労収入の報告

受給者は、支給決定後、常用就職した場合には「常用就職届」に収入見込額を確認できる書類を添えて自立相談支援機関に提出し、その旨を報告する。

また、当該報告を行った月以降、収入額を確認することが出来る書類を、毎月、自立相談支援機関に提出する。

第4(1)②ロ)に該当する受給者は、収入額を確認することができる書類を、毎月、自立相談支援機関に提出する。

### 14 支給額等の変更

#### (1) 要件

原則として、支給決定後の支給額の変更は行わない。

ただし、下記①～③の場合に限り、受給者から変更申請があった場合は、住宅扶助基準に基づく額の範囲内で、支給額の変更を行う。また、クレジットカードを使用する方法により賃料を支払っている場合であって、④に当たる場合は、支給方法の変更を行う。

- ① 住居確保給付金の支給対象賃貸住宅の家賃額が変更された場合
- ② 世帯収入額が基準額を下回った場合で、かつ、支給額が上限額(住宅扶助基準に基づく額)に達していない場合
- ③ 借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合
- ④ 貸主等への賃料の支払い方法について、変更の手続きを行い、代理受領の方法によることとなった場合。

#### (2) 手続等

受給額の変更等をしようとする受給者は、「住居確保給付金変更支給申請書」(様式1-3)に、次に掲げる書類を添付し、自立相談支援機関に提出する。

(添付する書類)

- ・上記要件①の場合は、変更契約書等家賃の変更を証する書類
- ・上記要件②の場合は、変更支給申請者及び変更支給申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- ・上記要件③の場合は、貸主の責又は自立相談支援機関等の指導による転居であることが確認できる書類の写し、「入居住宅に関する状況通知書」(様式2-2)、転居先の賃貸借契約書の写し及び住民票の写し

総合振興局等は、当該申請書を自立相談支援機関経由で受理し、変更決定した場合は、「住居確保給付金変更支給決定通知書」（様式 7-3）を自立相談支援機関経由で受給者に交付した上で、支給額等を変更する。

## 15 支給の停止及び再開

### （1）要件

受給者が、住居確保給付金を受給中に、国の雇用施策による給付を受給することとなった場合には、支給を停止する。

国の雇用施策による給付の受給が終了した後、受給者本人が希望する場合、支給を再開する（ただし、通算支給期間は原則 3 月であり、最長でも 9 月）。

### （2）支給停止の手続

国の雇用施策による給付の受給が決定した受給者は、「住居確保給付金支給停止届」（様式 9-1。以下「停止届」という。）に公共職業安定所から交付される「職業訓練受講給付金事前審査通知書（該当）」の写し及び訓練実施機関が発行する「選考結果通知書」の写しを添付し、自立相談支援機関に提出する。

総合振興局等は、停止届を自立相談支援機関経由で受理し、支給停止を決定し、「住居確保給付金支給停止通知書」（様式 9-2。以下「停止通知書」という。）を自立相談支援機関経由で受給者に交付する。

自立相談支援機関は、受給者に停止通知書を交付する際、住居確保給付金の支給の再開を希望する場合に使用する「住居確保給付金支給再開届」（様式 9-3。以下「再開届」という。）の用紙をあわせて配付する。

### （3）支給再開の手続

受給者は、国の雇用施策による給付の受給が終了した後、住居確保給付金の受給再開を希望する場合は、国の雇用施策による訓練終了時まで、再開届に、届出時に居住している住宅の賃貸借契約書の写し及び職業訓練受講給付金が不支給となった者については公共職業安定所から送付を受けた「職業訓練受講給付金不支給決定通知書」を添付し、自立相談支援機関に提出する。

総合振興局等は、再開届を自立相談支援機関経由で受理し、「住居確保給付金支給再開通知書」（様式 9-4）を自立相談支援機関経由で受給者に交付する。

なお、訓練終了後、受給者から再開届の提出がない場合、自立相談支援機関は提出を促すよう支援することとするが、それでもなお提出しない者については、総合振興局等は、自立相談支援機関からの報告により、支給の中止を決定することができる。

## 16 支給の中断及び再開

### （1）要件

① 受給者が住居確保給付金を受給中に、疾病又は負傷により、4（2）①に定める求職活動を行うことが困難となった場合、本人からの申請により、支給を中断する。

② 中断期間中、原則として毎月 1 回、中断者から面談、電話、電子メール等により、体調及び生活の状況について報告を受けるとともに、求職活動を再開する意思について確認を行うものとする。

③ 心身の回復により求職活動を再開できるときは、本人からの申請により、支給を再開する。（ただし、通算支給期間は、中断前の受給期間も含め最長 9 月。また、当初の申請日

の属する月が令和2年4月から令和3年3月までの場合にあっては、当該支給期間を合算して最長十二月。)

## (2) 手続等

- ① 疾病又は負傷により求職活動を行うことが困難となった受給者が、支給の中断を希望する場合は、自立相談支援機関に「住居確保給付金支給中断届」(様式10-1)及び疾病又は負傷により求職活動が困難である旨を証明する文書(医師の交付する診断書等)を提出する。
- ② 総合振興局等は、当該受給者に「住居確保給付金中断通知書」(様式10-2)を自立相談支援機関経由で交付する。
- ③ 住居確保給付金の支給の再開を希望する受給者は、心身の回復により求職活動を再開することを要件として、「住居確保給付金支給再開届(疾病又は負傷)」(様式10-3)を自立相談支援機関に提出する。
- ④ 総合振興局等は、当該受給者に「住居確保給付金支給再開通知書(疾病又は負傷)」(様式10-4)を自立相談支援機関経由で交付する。

## 17 支給の中止

### (1) 要件

総合振興局等は、下記のいずれかの要件に該当した場合、住居確保給付金の支給を中止する。自立相談支援機関は、次の①から⑩の事実が判明した場合、できる限り証拠をもって、早急に総合振興局等に報告する。

- ① 受給者が、誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する総合振興局等の指示に従わない場合、原則として当該事実を確認した日の属する月の支給から停止する。

なお、住居確保給付金の支給がなされた後に、当該事実を確認した場合は、確認後、すみやかに支給を中止する。

- ② 受給者が常用就職(支給決定後の常用就職のみならず、申請後の常用就職も含む)又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合、原則として収入基準額を超える収入が得られた月の支給を中止する。

なお、収入に変動がある場合等1か月の収入では判断をしかねる場合は、受給者の自立のため2か月目の収入を確認してから判断を行っても差し支えない。

また、受給者が常用就職等をしたこと及び就労に伴い得られた収入の報告を怠った場合は支給を中止できる(この場合の取扱いは①に準ずる)。

- ③ 支給決定後、受給者が住宅から退去した場合(借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合を除く)については、原則として退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止する。

なお、住居確保給付金の支給がなされた後に、当該事実を確認した場合は、確認後、すみやかに支給を中止する。

- ④ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な支給に該当することが明らかになった受給者については、直ちに支給を中止する。
- ⑤ 支給決定後、受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合は、直ちに支給を中止する。

- ⑥ 支給決定後、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合は、直ちに支給を中止する。
- ⑦ 受給者が生活保護費を受給した場合は、生活保護担当部局と調整の上、支給を中止する。
- ⑧ 支給決定後、受給者が疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合は、支給を中止する。
- ⑨ 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合、原則として支給を中止する。
- ⑩ 上記のほか、住居確保給付金受給者の死亡など、支給することができない事情が生じたときは、中止する。

## (2) 手続等

総合振興局等は、(1) ①から⑩までにより支給を中止した場合は、受給者に対して、「住居確保給付金支給中止通知書」(様式8)を自立相談支援機関経由で交付する。

## 18 支給期間の延長等

### (1) 要件

住居確保給付金の支給期間は三月であるが、支給期間中に受給者が常用就職できなかった場合又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が改善しない場合であって、引き続き住居確保給付金の支給が就職の促進に必要であると認められる場合は、申請により、三月の支給期間を2回まで延長及び再延長(当初の申請日の属する月が令和2年4月から令和3年3月までの場合にあっては、三月の支給期間を3回まで延長、再延長及び再々延長)することができる。

なお、引き続き支給が必要と認められる場合とは、当該受給中に誠実かつ熱心に求職活動等要件を満たし、かつ、延長等の申請時において第4(1)(②イを除く。)の対象者要件を満たしている場合とする。ただし、その支給額は延長等申請時の収入に基づいて第5によって算出される金額とする。

### (2) 手続等

受給者が支給期間の延長又は再延長を希望する際は、支給期間の最終の月の末日(第16により中止される場合を除く。)までに「生活困窮者住居確保給付金支給申請書(期間(再/再々)延長)」(様式1-2)に次に掲げる書類を添付し、自立相談支援機関に提出する。

(添付する書類)

- ・ 職業相談確認票(参考様式6)、住居確保給付金常用就職活動状況報告書(参考様式7)など、誠実かつ熱心に求職活動を行っていたことを証する書類
- ・ 第8(1)③及び④に掲げる書類

総合振興局等は、当該受給者が受給期間中に求職活動等を誠実かつ熱心に行っていたか、第4(1)(②を除く。)に定める支給要件に該当しているかを勘案の上、上記(1)による延長等の要件を満たすと判断された場合は延長等の決定を行い、当該受給者に「住居確保給付金支給決定通知書(期間(再/再々)延長)」(様式7-2)を自立相談支援機関経由で交付する。

## 19 再支給

受給者が住居確保給付金(住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当、住宅支援給付事業による住宅支援給付を含む。)の受給期間の終了後に、新たに解雇(受給者の責に帰すべき

重大な理由による解雇を除く。)された場合、第4(1)に規定する支給要件に該当する者については、第5の支給額、第6の支給期間等により、再支給することができるものとする。

再支給申請者は、再支給に係る支給申請書を提出する際、従前の支給終了後に常用就職した後に新たに解雇(本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く)されたことについて、確認書により誓約するものとする。

なお、「従前の支給終了後」とは、過去に複数回の支給決定を受けている場合は、直前の支給終了後をいい、「新たに解雇」とは、過去に複数回離職している場合は、「直前の離職」をいう。

## 20 不適正受給者への対応

### (1) 不正受給者への対応

住居確保給付金の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合、法第18条第1項に基づき、総合振興局等は、既に支給された給付の全額又は一部について受給者又は受給者であった者から徴収することができる。

なお、犯罪性のある不適正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力を行い、厳正な対応を行うこととする。

### (2) 不適正受給防止のための取組

- ① 自立相談支援機関は、支給申請を受け付ける際、本人確認書類の写しは必ず提出させることとする。
- ② 自立相談支援機関は、受付時の聞き取りにおいて、前住所地で受給した疑いが認められる場合は、前住所地の自治体に協力を求め受給の有無を確認することにより、再支給などの不適正受給を防止する。
- ③ 住居喪失者に対しては、原則として住宅入居後に住民票の写しの提出を求める。
- ④ 自立相談支援機関は、必要に応じ、支給対象者及び受給者の住宅訪問及び居住実態の確認を行うことにより、居住環境や生活面の支援にあわせて、架空申請や又貸しなどの不適正受給を防止する。
- ⑤ クレジットカードを使用する方法により賃料を支払っている場合は、必要に応じて、受給者へ支給した住居確保給付金が賃料の支払いに充てられていることを確認する。(利用明細の写など)。
- ⑥ 自治体は、刑事事件及び新聞、議会等で問題になることが予想される等の不適正受給事案については、その概要、対応方針等について速やかに都道府県を経由して厚生労働省に報告し、再発防止のため国と自治体において共有する。

## 21 暴力団関係者の排除

自立相談支援機関及び総合振興局等は、暴力団関係者の排除のため、必要に応じ、警察等との連携を十分図るとともに、支給申請者の暴力団員該当性等について情報提供依頼を行う。

### (1) 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する予定住宅通知書又は住宅状況通知書を受理しない旨を書面により通知し、以後、当該書類を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをい

う。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
  - ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
  - ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
  - ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
  - ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
  - ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
  - ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
  - ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
  - ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等
- (2) 不動産媒介業者等が暴力団員等と関係を有していた場合の取扱い

住居確保給付金の振込先である不動産媒介業者等が、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等が関わる給付の振込を中止する。

## 22 その他

この要綱に定めるもののほか、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(第7版)」及び「住居確保給付金事務の手引き」、「住居確保給付金の支給事務の取扱問答」により取り扱うこととする。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月20日から施行する。

### (施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

(生活困窮者住居確保給付金に関する暫定措置)

2 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和

2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)に伴う経済情勢の変化に鑑み、当分の間、第4(1)⑥の適用については、同号中「公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動」とあるのは、「誠実かつ熱心に求職活動」とする。

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月29日から施行する。

(生活困窮者住居確保給付金に関する暫定措置)

2 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)に伴う経済情勢の変化に鑑み、当分の間、第4(1)⑥及び様式第一号(裏面)の適用については、第4(1)⑥中「公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動」とあるのは「誠実かつ熱心に求職活動」と、様式第一号(裏面)中「受給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動」とあるのは「受給中は、誠実かつ熱心に求職活動」とする。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

4 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(生活困窮者住居確保給付金に関する暫定措置)

2 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。次条第一項において同じ。)に伴う経済情勢の変化に鑑み、当分の間、第4(1)②ロ)に規定する場合における第4(1)⑥及び様式第一号(裏面)の適用については、第4(1)⑥中「公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動」とあるのは「誠実かつ熱心に求職活動」と、様式第一号(裏面)中「受給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動」とあるのは「受給中は、誠実かつ熱心に求職活動」とする。

二 前項の規定は、次条第一項の規定により申請日の属する月から起算して第十月目の月から当該申請日の属する月から起算して第十二月目の月までに当たる月分の生活困窮者住居確保給付金を受けようとする者については、適用しない。

3 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、住居確保給付金の支給について、申請日の属する月が令和2年4月から令和3年3月までの場合にあっては、当該申請に係る第6(2)に規定する支給期間を、三月ごとに十二月までの範囲内(第6(3)の規定により支給するときは、当該支給期間を合算して十二月を超えない範囲内)で延長す

ることができる。

- 二 前項の規定により申請日の属する月から起算して第十月目の月から当該申請日の属する月から起算して第十二月目までに当たる月分の生活困窮者住居確保給付金を受けようとする者の、第4(1)⑤の規定の適用については、第4(1)⑤中「金融資産の合計額が基準額×6(ただし、100万円を超えないものとする。)以下であること(以下「資産要件」という。)」とあるのは、「金融資産の合計額が基準額×3(ただし、50万円を超えないものとする。)以下であること(以下「資産要件」という。)」とする。

(支給期間の延長等の手続き)

- 4 当分の間、住居確保給付金の支給対象者が支給期間の延長等を希望する場合は、「生活困窮者住居確保給付金支給申請書(期間(再/再々)延長)」(様式1-2)または、「生活困窮者住居確保給付金支給申請書(期間(再/再々)延長)改・簡略化版」(様式1-2-2)を用いることとする。

(求職活動等要件)

- 5 当分の間、第4(2)に規定する求職活動等要件は、次のとおりとする。

- (1) 当初・延長・再延長中(1か月目~9か月目)の受給者の求職活動等要件

イ) 離職・廃業(第4(1)②イ))

- ①申請時の公共職業安定所への求職申込
- ②常用就職を目指す就職活動を行うこと
- ③月に1回以上の自立相談支援機関との面談等※1
- ④月に2回の公共職業安定所における職業相談等
- ⑤週に1回以上の企業等への応募または面接の実施

ロ) 休業等(第4(1)②ロ))

- ①月に1回以上の自立相談支援機関との面談等※1
- ②申請・延長・再延長の際、休業等の状況について自立相談支援機関へ報告
- ③申請・延長・再延長決定時に、自立相談支援機関における面談を実施し、本人に応じて決定された活動方針に従うこと

- (2) 再々延長中(10~12か月目)の受給者の求職活動等要件

イ) 全ての受給者

- ①公共職業安定所への求職申込
- ②常用就職を目指す就職活動を行うこと
- ③月に1回以上の自立相談支援機関との面談等※1
- ④月に2回の公共職業安定所における職業相談等
- ⑤週に1回以上の企業等への応募または面接の実施

※1 自立相談支援機関は、改・参考様式9及び提出書類の写しを総合振興局等へ送付する。

(経過措置)

- 6 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

- 7 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

(再支給)

2 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）に伴う経済情勢の変化に鑑み、第19の規定にかかわらず、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者であってその支給が終了した後、令和3年2月1日から令和3年3月31日までの間に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請したもの（生活困窮者住居確保給付金の支給が終了した後に、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合又は第16に規定する場合に該当する者を除く。）が、第4（1）のいずれにも該当する者であるときは、三月間生活困窮者住居確保給付金を支給することとする。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(再支給)

2 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）に伴う経済情勢の変化に鑑み、第19の規定にかかわらず、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者であってその支給が終了した後、令和3年2月1日から令和3年6月30日までの間に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請したもの（生活困窮者住居確保給付金の支給が終了した後に、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合若しくは第16に規定する場合に該当する者又はこの条の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者を除く。）が、第4（1）のいずれにも該当する者であるときは、三月間生活困窮者住居確保給付金を支給することとする。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月11日から施行する。

(再支給)

2 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。次条において同じ。）に伴う経済情勢の変化に鑑み、第19の規定にかかわらず、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者であってその支給が終了した後、令和3年2月1日から令和3年9月30日までの間に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請したもの（生活困窮者住居確保給付金の支給が終了した後に、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合若しくは第16に規定する場合に該当する者又はこの条の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者を除く。）が、第4（1）のいずれにも該当する者であるときは、三月間生活困窮者住居確保給付金を支給することとする。

(職業訓練受講給付金と住居確保給付金の併給)

3 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、令和3年6月11日から令和

- 3年9月30日までの間に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した者については、当該申請に係る支給期間中は、職業訓練受講給付金に関しては、第15の規定を適用しない。
- 二 また、前項の規定は、令和3年6月11日の前日までに生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した者についても、当該申請に係る支給期間中(令和3年5月以前の期間を除く。)は、適用する。

この要綱は、令和3年9月21日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

(再支給)

- 2 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。次条において同じ。))に伴う経済情勢の変化に鑑み、第19の規定にかかわらず、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者であってその支給が終了した後、令和3年2月1日から令和3年11月30日までの間に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請したもの(生活困窮者住居確保給付金の支給が終了した後に、解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。))その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合若しくは第16に規定する場合に該当する者又はこの条の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者を除く。)が、第4(1)のいずれにも該当する者であるときは、三月間生活困窮者住居確保給付金を支給することとする。

(職業訓練受講給付金と住居確保給付金の併給)

- 3 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、令和3年6月11日から令和3年11月30日までの間に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した者については、当該申請に係る支給期間中は、職業訓練受講給付金に関しては、第15の規定を適用しない。
- 二 また、前項の規定は、令和3年6月11日の前日までに生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した者についても、当該申請に係る支給期間中(令和3年5月以前の期間を除く。)は、適用する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年11月30日から施行する。

(生活困窮者住居確保給付金に関する暫定措置)

- 2 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)であるものに限る。次項及び第3~5条において同じ。)に伴う経済情勢の変化に鑑み、当分の間、第4(1)⑥、第4(2)①イ)、第8(1)、様式第一号(裏面)の適用(第4(1)②ロ)に規定する場合(次条第一項の規定により申請日の属する月から起算して第十月目の月から該当申請日の属する月から十二月目の月までに当たる月分の生活困窮者住居確保給付金を受けようとする場合を除く。)における適用を除く。)については第4(1)⑥、第4(2)①イ)、様式第一号(裏面)中「公共職業安定所」とあるのは、「公共職業安定所、職業安定法(昭和二十二年法律第四百四十一号)第四条第八項に規定する職業紹介事業者で地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行

う者」と、第8(1)中「公共職業安定所から付与された求職番号の記入」とあるのは「公共職業安定所から付与された求職番号又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称の記入」とする。

二 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、当分の間、第4(1)②口に規定する場合(次条第一項の規定により申請日の属する月から起算して第十月目の月から当該申請日の属する月から起算して第十二月目の月までに当たる月分の生活困窮者住居確保給付金を受けようとする場合を除く。)における第4(1)⑥及び様式第一号(裏面)の適用については、第4(1)⑥中「公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動」とあるのは「誠実かつ熱心に求職活動」と、様式第一号(裏面)中「受給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動」とあるのは「受給中は、誠実かつ熱心に求職活動」とする。

3 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、住居確保給付金の支給について、申請日の属する月が令和2年4月から令和3年3月までの場合にあっては、当該申請に係る第6(2)に規定する支給期間を、三月ごとに十二月までの範囲内(第6(3)の規定により支給するときは、当該支給期間を合算して十二月を超えない範囲内)で延長することができる。

(再支給)

4 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、第19の規定にかかわらず、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者であってその支給が終了した後、令和3年2月1日から令和4年3月31日までの間に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請したもの(生活困窮者住居確保給付金の支給が終了した後に、解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合若しくは第16に規定する場合に該当する者又はこの条の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者を除く。)が、第4(1)のいずれにも該当する者であるときは、三月間生活困窮者住居確保給付金を支給することとする。

(職業訓練受講給付金と住居確保給付金の併給)

5 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、令和3年6月11日から令和4年3月31日までの間に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した者については、当該申請に係る支給期間中は、職業訓練受講給付金に関しては、第15の規定を適用しない。

二 また、前項の規定は、令和3年6月11日の前日までに生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した者についても、当該申請に係る支給期間中(令和3年5月以前の期間を除く。)は、適用する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(再支給)

2 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、第19の規定にかかわらず、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者であってその支給が終了した後、令和3年2月1日から令和4年6月30日までの間に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請したもの(生活困窮者住居確保給付金の支給が終了した後に、解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合若しくは第16に規定する場合に該当する者又はこの条の規定により生活困窮者住居確

保給付金の支給を受けた者を除く。)が、第4(1)のいずれにも該当する者であるときは、三月間生活困窮者住居確保給付金を支給することとする。

(職業訓練受講給付金と住居確保給付金の併給)

- 3 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、令和3年6月11日から令和4年6月30日までの間に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した者については、当該申請に係る支給期間中は、職業訓練受講給付金に関しては、第15の規定を適用しない。
- 二 また、前項の規定は、令和3年6月11日の前日までに生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した者についても、当該申請に係る支給期間中(令和3年5月以前の期間を除く。)は、適用する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年6月30日から施行する。

(再支給)

- 2 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、第19の規定にかかわらず、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者であってその支給が終了した後、令和3年2月1日から令和4年8月31日までの間に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請したもの(生活困窮者住居確保給付金の支給が終了した後に、解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合若しくは第16に規定する場合に該当する者又はこの条の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者を除く。)が、第4(1)のいずれにも該当する者であるときは、三月間生活困窮者住居確保給付金を支給することとする。

(職業訓練受講給付金と住居確保給付金の併給)

- 3 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、令和3年6月11日から令和4年8月31日までの間に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した者については、当該申請に係る支給期間中は、職業訓練受講給付金に関しては、第15の規定を適用しない。
- 二 また、前項の規定は、令和3年6月11日の前日までに生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した者についても、当該申請に係る支給期間中(令和3年5月以前の期間を除く。)は、適用する。

(経過措置)

- 4 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、第4(2)①(イ)及び(ウ)の求職活動等要件については、「(イ)月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける。」及び「(ウ)原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける。」とあるのは、当分の間、これらの回数をそれぞれ月1回に緩和する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年8月31日から施行する。

(再支給)

- 2 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、第19の規定にかかわらず、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者であってその支給が終了した後、令和3年2月1日から令和4年9月30日までの間に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請したもの(生活困窮者住居確保給付金の支給が終了した後に、解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合

若しくは第 16 に規定する場合に該当する者又はこの条の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者を除く。)が、第 4 (1) のいずれにも該当する者であるときは、三月間生活困窮者住居確保給付金を支給することとする。

(職業訓練受講給付金と住居確保給付金の併給)

- 3 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、令和 3 年 6 月 11 日から令和 4 年 9 月 30 日までの間に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した者については、当該申請に係る支給期間中は、職業訓練受講給付金に関しては、第 15 の規定を適用しない。
- 二 また、前項の規定は、令和 3 年 6 月 11 日の前日までに生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した者についても、当該申請に係る支給期間中 (令和 3 年 5 月以前の期間を除く。) は、適用する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 9 月 30 日から施行する。

(再支給)

- 2 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、第 19 の規定にかかわらず、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者であってその支給が終了した後、令和 3 年 2 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの間に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請したもの (生活困窮者住居確保給付金の支給が終了した後に、解雇 (自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。) その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合若しくは第 16 に規定する場合に該当する者又はこの条の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者を除く。) が、第 4 (1) のいずれにも該当する者であるときは、三月間生活困窮者住居確保給付金を支給することとする。

(職業訓練受講給付金と住居確保給付金の併給)

- 3 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、令和 3 年 6 月 11 日から令和 4 年 12 月 31 日までの間に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した者については、当該申請に係る支給期間中は、職業訓練受講給付金に関しては、第 15 の規定を適用しない。
- 二 また、前項の規定は、令和 3 年 6 月 11 日の前日までに生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した者についても、当該申請に係る支給期間中 (令和 3 年 5 月以前の期間を除く。) は、適用する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 12 月 21 日から施行する。

(再支給)

- 2 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、第 19 の規定にかかわらず、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者であってその支給が終了した後、令和 3 年 2 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請したもの (生活困窮者住居確保給付金の支給が終了した後に、解雇 (自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。) その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合若しくは第 16 に規定する場合に該当する者又はこの条の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者を除く。) が、第 4 (1) のいずれにも該当する者であるときは、三月間生活困窮者住居確保給付金を支給することとする。

(職業訓練受講給付金と住居確保給付金の併給)

- 3 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、令和3年6月11日から令和5年3月31日までの間に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した者については、当該申請に係る支給期間中は、職業訓練受講給付金に関しては、第15の規定を適用しない。
- 二 また、前項の規定は、令和3年6月11日の前日までに生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した者についても、当該申請に係る支給期間中（令和3年5月以前の期間を除く。）は、適用する。